

都道府県と市町村に関する実務ワーキングチームの議論の状況 —いわゆる幼児教育類似施設について—

(1) 必要性

- 幼児教育・保育の無償化が既に施行されている現在、類似施設に支援する意義についてどのように考えるか。
- 地方自治体単独事業として類似施設への支援を実施している地方自治体に対して、国費で支援を行うことについてどのように考えるか。また当該支援についてどの程度緊急性があるか。

質の高い保育を実施するなど地域において認められている類似施設もあることから、一定の要件を定めた上で、国費も活用した支援を早急に実施する必要があると考えられるのではないか。

(2) 対象施設の考え方

- 都市部と地方部で、類似施設の取組の形態等が大きく異なる傾向があるが、支援対象とする類似施設に求める基準のあり方についてどのように考えるか。例えば、国が定める一律の対象範囲で支援対象施設を定めるべきか、地方自治体の裁量によるべきか、国が一定の基準を定めつつ自治体の裁量を認めるべきか。
- 類似施設への支援を実施する場合でも、保育認定児の受入れを主な目的とする認可外保育施設の保育所への移行を妨げることのないようにするためにどのような方策が考えられるか。

支援に当たって国として一定の基準（認可外保育施設の指導監督基準も参考）を設定しつつ、地域の実情に応じて基準の内容に地方自治体の裁量を認める形が考えられるのではないか。また、地方自治体の裁量で国の基準を緩和する場合に一定のプロセスを求める場合には、これまでに地方自治体が行ってきた多様な取組に配慮したものとする必要があるのではないか。

保育認定児を受入可能な保育時間を提供している認可外保育施設については、待機児童対策の観点から、保育所への移行を促進するため政府として別途支援策を講じているところ。そのため、今般検討している支援策の対象施設の基準の設定に当たっては、例えば、当該施設の保育時間について、保育認定児の受入れ可能な保育時間でないことなどを確認する方向で検討してはどうか。

(3) 支援の形態

- 地方自治体の事業を国費で支援するとした場合、施設等利用給付と同様に法律に基づく給付とし、全ての自治体において事業の実施を義務づける方法と、事業の実施を希望する地方自治体の手上げによる補助とする方法がありうるが、この点についてどのように考えるか。
- 現在、都道府県が類似施設を支援している場合と市町村が類似施設を支援している場合があるが、国費で支援する場合の事業実施主体のあり方についてどのように考えるか。
- 類似施設への支援のあり方についてどのように考えるか。例えば、保育料補助について、認可施設とのバランスも踏まえ、支援の水準をどのように考えるか。また、認可施設への移行へのインセンティブをつけることについてどう考えるか。

▶ ・地域の実情に応じた支援を速やかに実施するため、令和3年度予算に向けて適切な支援の仕組みを整える方向で検討を継続してはどうか。

▶ ・支援水準は認可施設との関係に留意して検討すべきではないか。

(4) 国と地方の負担のあり方

- 国と地方の負担割合のあり方についてどのように考えるか。

▶ 国と地方が協力し、国費も活用した速やかな支援を実施するといった観点から、引き続き検討すべきではないか。